

阿蘇広域行政事務組合公告第 5 号

懲戒処分の公表

下記のとおり職員の懲戒処分を行ったので、阿蘇広域行政事務組合職員の懲戒処分の公表に関する規程に基づき、公表します。

令和 7 年 3 月 3 1 日

阿蘇広域行政事務組合消防本部 消防長 宮崎達信



記

1 被懲戒処分者

	所属名	役職名	年齢	性別
被処分者 1	中部消防署	課長級 (消防司令長)	5 3	男
被処分者 2	中部消防署	主幹級 (消防司令)	5 1	男

2 処分の種類及び内容

被処分者 1	懲戒処分	停職 2 ヶ月
被処分者 2	懲戒処分	戒告

3 事案の概要

令和 6 年 1 1 月 9 日午後 2 時ごろ、職員 2 名が消防本部の油庫にて保管している携行缶のガソリン 2 0 ℓを無断で私用車に給油したもの。

被処分者 1 は、令和 6 年 1 1 月 9 日に他の幹部職員から、労いの言葉もなく無視されたことを発端に、日頃の他の幹部職員に対する不満から、1 回ぐらい入れても罰はあたらないとの思いで、中部消防署の油庫内に保管してある携行缶のガソリン 2 0 ℓを、自ら所有する乗用車に給油した。

被処分者 2 は、同じく 1 1 月 9 日に被処分者 1 より、中

部消防署の油庫に保管してある携行缶のガソリンを自家用車に給油するため、油庫の施錠を開錠するよう指示があったことから、なんの罪悪感もなく指示に従い開錠し、給油の補助を行った。

これらの行為は、公務員として決して許されることではなく、消防行政に対する地域住民の信用、信頼を著しく失墜させるものである。また、法令遵守、職務専念義務など地方公務員法に規定する服務上の義務に違反し、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、行政の信頼を失墜させるばかりか、公務全体の信用を損ない、不名誉となるものであり、言語道断の行為である。

よって、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に基づき、懲戒処分とし、被処分者1を停職、被処分者2を戒告とした。令和6年11月9日午後2時ごろ、消防本部の油庫にて保管している携行缶のガソリン20ℓを無断で自分の私用車に給油したもの。またもう1名は給油を補助したもの。地方公務員法第29条第1項第1号及び同項第3号の規定により上記処分とする。

4 処分発令日 令和7年3月31日